

「（仮称）さいたま市被保護者等住居・生活サービス等提供事業の業務の適正化等に関する条例（案）」 概要

○目的

- ・ 条例目的の達成手段：市内で実施される「被保護者等住居・生活サービス等提供事業」について必要な規制
- ↓
- ・ 条例の直接の目的：事業を行う者の業務の適正な運営の確保（不適正な取引行為の排除）
- ↓
- ・ 条例の高次の目的：被保護者等の処遇の改善と自立の支援 ※被保護者等：生活保護法の規定により保護を受けている者及び保護の申請をしている者

○規定内容 ※埼玉県条例の動向を勘案し、規制対象事業者は同じレベル。ただし、対象事業には「金銭等管理サービス」を追加し、条例目的の効果的な達成を図る。

対象事業	○被保護者等住居・生活サービス等提供事業 ・住居等を貸し付け、又は利用させるサービスと同時に <table style="display: inline-table; border: 1px solid black; padding: 5px; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">日常生活上必要なサービス（生活サービス） 又は（あるいは双方） 金銭及び預貯金通帳等の管理を行うサービス（金銭等管理サービス）</td> </tr> </table> を提供する事業		日常生活上必要なサービス（生活サービス） 又は（あるいは双方） 金銭及び預貯金通帳等の管理を行うサービス（金銭等管理サービス）
日常生活上必要なサービス（生活サービス） 又は（あるいは双方） 金銭及び預貯金通帳等の管理を行うサービス（金銭等管理サービス）			
事業者	○社会福祉法が適用されない事業（小規模事業）を営む事業者 ○届出をせずに社会福祉事業を営む事業者（無届事業者）	○第2種社会福祉事業の経営を届け出た事業者（国・地方公共団体を除く）	
規制事項	【事業開始の届出】 ○事業開始の日から1月以内に市長に届出（届出事項の変更についても同様に届出） 【契約行為に係る規制】 ○契約締結前の重要事項説明・書面交付 ・被保護者等の置かれる状況を勘案し、取引上の情報と交渉力の格差を補完 ○契約締結時の書面交付 ・事業者に対する取引上の信頼確保 【契約事項に係る規制】 ○必要的契約事項の設定 ・契約期間、契約解除の予告等について、被保護者に配慮した内容を確保 ○契約禁止事項の設定 ・被保護者の自立支援に反するおそれのある契約内容を規制 【適正な事業運営確保のための遵守事項】 ○住居等の提供に当たっての利用世帯数の制限、面積要件基準設定、衛生管理上の措置 ・健康保持への配慮から、劣悪な生活空間を排除し、衛生的環境を確保 ○住居、食事等の提供に係る対価の額への配慮 ・被保護者等の生活状況や世帯構成等の事情に配慮した額設定を原則 ○被保護者等の虐待防止・自立支援 ・身体的虐待、心理的虐待及び経済的虐待の防止による被保護者等の権利利益の保護	左記の規制事項のうち、社会福祉法により規制されるもの以外の事項を対象 ※社会福祉法による規制 ○第2種社会福祉事業の経営を届け出していない事業者に対する規制 ・社会福祉事業開始の届出 ○第2種社会福祉事業の経営を届け出た事業者に対する規制 ・届け出た事項の変更の届出 ・知事（指定都市市長）が必要と認める事項の報告 ・知事（指定都市市長）による検査又は調査への応答 ・事業に関し不当に営利を図ることの禁止 ・サービス利用者の処遇につき不当な行為をすることの禁止 ・契約締結時の書面交付 ・誇大広告の禁止 ↓ 従わない場合、同法第72条により、事業経営の制限、停止等の対象 ↓ 違反の場合、同法第131条により、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	
履行確保	○契約締結・更新時の市長への関係書面の提出（行政監督上で必要となる事業情報・事業者情報の把握） ○報告徴収、立入検査等（必要と認める事項の報告徴収、職員による検査、関係者への質問等）		
対処措置	○改善勧告・改善命令、公表、業務の制限・停止命令等 ・書面交付義務、契約事項制限等に違反があった場合、改善を勧告・命令し、これに従わないときは氏名等を公表 ・事業に関し不当に営利を図り、又は被保護者等の処遇につき不当の行為をした場合、事業経営の制限命令・停止命令		
制裁措置	○罰則の適用 ・特に被保護者の権利利益への影響が大きい場合、その保護と自立の支援に必要な制裁措置として、特定の違反行為に対して6月以下の懲役又は50万円以下の罰金を科刑		